

学 園 生 活 の 手 引

2026 年度
(令和 8 年度)



札幌光星高等学校

本冊子は3年間の高校生活を送る上で大切なことがらが書かれています。
必ずよく読んでください。保護者の皆様へという印が付されている項目は、
保護者の方に必ず目を通しておいていただきたい項目です。この冊子は3年
間保管してください。

目 次

1 教育理念…………… 1	7 進路・学習指導部より……………22
(1) 教育目標	(1) 進路・学習指導部とは
(2) マリア会	(2) 学習の原則
(3) 校訓「地の塩 世の光」	(3) 講習と模試
(4) 諸活動	8 生徒会活動について……………23
2 学校生活について…………… 2	(1) 生徒会とは
(1) 校時表	(2) 主な活動
(2) 通学について	(3) 組織
(3) 欠席・遅刻・早退の連絡	(4) 学級委員
(4) 授業について	9 保健室より……………24
(5) 学級の係・当番	(1) 健康管理
(6) 部活動	(2) 保健室の利用
(7) 学校との連絡など	(3) スクールカウンセラー
3 成績と進級、出席の扱いについて… 5	(4) 日本スポーツ振興センターへの加入
(1) 高等学校での単位について	(5) 健康診断の実施
(2) 単位認定と進級	10 学園事務より……………27
(3) 出欠席について	(1) 授業料等の納入について
(4) 定期試験について	(2) 「私立高校生への修学支援制度」について
(5) 成績について	(3) 通学定期券の購入（新入生向け）
(6) 表彰	(4) 各種証明書発行と届け
(7) 留学	(5) 学校への届け出が必要なもの
4 施設・設備について…………… 7	(6) 各種の奨学金制度
(1) 施設利用について	11 P T A ・同窓会について……………30
(2) 使用上注意が必要な施設	(1) P T A
5 生活の手引き…………… 9	(2) 同窓会
(1) 学校のきまり（生徒心得）	(付) カトリック教会の「典礼暦」と主な祝日
(2) タブレット端末（iPad）の使用	……………31
6 学習の手引……………17	
(1) 国 語	
(2) 数 学	
(3) 地歴・公民	
(4) 理 科	
(5) 英 語	
(6) 教育課程表	

※ 本冊子の内容は年度によって変更になることがあります。
※ 本校では中高一貫6ヵ年コースを併設しているため、高校
1年のことを4年、高校2年のことを5年、高校3年のこと
を6年と呼称、表記しています。

1 教育理念

(1) 教育目標

本学園は、イエス・キリストが人々に示した姿を理想的な人間像として、一人ひとりの生徒の中に実現することを教育の目標としています。

1. カトリックの精神を根幹とした教育をする
2. 質の高い全人教育（一人ひとりを尊重し、人間の全領域にわたる教育）をする
3. 家庭の精神の中で教育をする
4. 人々に奉仕し、正義と平和のために働く人材を育成する教育を行う
5. 時代の変化に適用し、世界を変革する人材を育成する教育を行う

(2) マリア会

本学園は、ローマに本部をもつ教育修道会であるマリア会によって運営されているカトリックのミッションスクールです。マリア会は福者ギヨーム・ヨゼフ・シャミナード神父によって1817年フランスのボルドー市に創立されました。現在、世界30数カ国において大学、高等学校、中学校、小学校ならびに幼稚園を含む1000を超える教育施設で教育が行われています。日本におけるマリアニストスクール（マリア会を母体とする学校）は、本学園の他に暁星学園（東京）、晃華学園（東京）、海星学園（長崎）、大阪明星学園があります。

マリアニストスクールは、あたたかい「家庭の精神」をもった教育を目標としています。また「新しいぶどう酒は新しい革袋へ」という新約聖書のことばを大切にしています。これは、古いしきたりに囚われることなく、情報のアンテナを広げ、変化に対応できる人物を育てることであり、マリアニストスクールで学び、身につけた力が、平和で豊かな社会を実現させるために十分に発揮されることを求めています。本学園もこの精神のもとに教育を行っています。

(3) 校訓「地の塩 世の光」

本学園の校訓は、「地の塩 世の光」です。これは、『新約聖書』マタイによる福音書第5章からとられたものです。あなたは、料理に使われる塩のように、多くの人を引き立たせることができる、なくてはならない存在です。また世の中には、あなたの持っている能力（光）を必要としている人たちが必ずいます。将来、多くの人役に立てるよう準備しなさいという意味で、本校の教育活動全般にこの精神が流れています。

(4) 諸活動

学校生活における宗教的活動には次のようなものがあります。

- ① **宗教の授業**……週1時間、宗教の授業があります。これはイエス・キリストが示した生き方を参考にしながら、自分自身の「生き方」について考える時間です。校訓が示す「地の塩 世の光」たる人物になるためのヒントを聖書から読み解いていきます。その中で自己を振り返ったり、他者との関わりを考えたり、世界の諸問題に目を向けたりしていきます。さまざまな人間生活に関わる問題をキリスト教の価値観を基盤としながら考えることで、豊かな人生を歩むことを目指しています。
- ② **宗教講話**……毎月1回、全校生徒対象に神父様による宗教講話の時間があります。講話を通じて聖書のメッセージに耳を傾け、日々の生活を振り返り、有意義な学園生活を過ごすためのきっかけとしています。
- ③ **行事など**……11月上旬には創立記念日・慰霊ミサ、12月にはクリスマスミサを行っています。ミサは生徒・教職員が一堂に会して、心を合わせて祈りを捧げるカトリック教会の伝統的かつ大切な儀式です。創立記念日・慰霊ミサでは、本学園にゆかりのある物故者のために、クリスマスミサではイエス・キリストの誕生の喜びを分かち合うために祈ります。また全校生徒で取り組む「米一合運動」や募金活動、ボランティア活動等を通して、他者のために奉仕する心を育んでいます。

2 学校生活について

(1) 校時表

登校	7:30～	8:30
H R	8:30～	8:40
1校時	8:40～	9:35
2校時	9:45～	10:40
3校時	10:50～	11:45
4校時	11:55～	12:50
昼休み	12:50～	13:30
5校時	13:35～	14:30
6校時	14:40～	15:35
7校時	15:40～	16:30 (LHR時)

ア. 7時30分より前に校舎内に入ることできません。

イ. 7校時がある場合があります。その際は、別途指示を出します。

ウ. 各教室での居残りは原則17時45分までです。18時には施錠します。

エ. 部活動がある場合や学級担任、学年会の先生の許可がある場合は19時まで活動可能です。

オ. 19時30分に完全下校となります。その時間までには校舎から出るように帰り支度をしてください。

(2) 通学について

① 自転車通学について

地域に関係なく、自転車での通学が可能です。ただし、次の3点を必ず行ってください。

ア. 生徒指導部が行う自転車通学ガイダンスを受けること。

イ. 学校へ許可願を出して登録をすること。

ウ. 保険に加入すること。

※年度始めに案内があります。

② 通学時のマナーについて

地下鉄・JR・バス等の公共交通機関で通学する場合は、マナーをきちんと守りましょう。

ア. たくさんの人が乗車します。大声で騒がないようにしましょう。

イ. リュックや大きいカバンは周囲の人の迷惑にならないようにしましょう。

ウ. 東区役所前駅1番出口は登校時、横断歩道待ちの生徒で大変混雑します。教室に掲示するプリントでマナーを確認してください。

エ. 歩きスマホは危険、かつ迷惑です。やめましょう。

※通学定期券の購入については本冊子の「10学園事務より」の項目をご覧ください。

③ 冬期間の通学について

ア. 冬期間は自転車通学を禁止しています。期間は生徒指導部より連絡があります。

イ. 悪天候によって公共交通機関が遅延・運休した場合は、遅延証明があれば遅刻扱いとはしません。ただし、冬季は交通が乱れることが当たり前にありますので、普段から早めの準備をして、時間的余裕をもって登校するようにしましょう。遅延証明があっても5分程度の遅れであったり、普段からギリギリの登校を繰り返している生徒が遅れた場合は遅刻とみなすこともあります。また、自家用車による登校で、渋滞による遅れの場合は遅刻とみなします。

(3) 欠席・遅刻・早退の連絡 保護者の皆様へ

- ア. 欠席・遅刻をする場合は、原則として、保護者の方が当日 8 時30分までに、BLEND（ブレンド）を使って連絡をしてください。ただし、特別な事情や相談がある場合にはお電話でお願いいたします。お電話の場合は朝 8 時以降でお願いいたします。
- イ. 8 時30分までに「ホームルーム教室に入室」していない場合は遅刻となります。遅刻した場合は、まず 2 階高校教員室の遅刻係にて「入室許可証」をもらってください。授業時間が半分を過ぎている場合は、教室には入れますが、「欠課」となります。怠惰な遅刻が多いと生徒指導部の遅刻指導があります。
- ウ. 寮生の欠席連絡は寮監督の先生が行います。学生会館などの下宿生の場合は、保護者の方より BLEND で連絡してください。
- エ. 早退する場合は学級担任（または副担任、学年会の先生）に申し出て、許可を受けてください。

(4) 授業について

- ア. 始業のチャイムより前に着席し、落ち着いて学習を始められるようにしてください。
- イ. 移動教室の授業の場合は、早めに準備・移動をしましょう。教室にだれもいなくなる場合は必ず施錠してください。
- ウ. 授業の開始と終了時には、起立・礼の号令であいさつをしてください。
- エ. 全校集会での移動時や、授業中に廊下を移動するときは、私語をしないで歩いてください。また、放課後などでも他の学級・学年がまだ授業や講習、模試をしているときがあります。騒がしくしないなど、常に相手の立場になって配慮する気持ちをもって行動してください。

(5) 学級の係・当番

① 学級委員

生徒会の組織の一員として、各学級より学級委員が選出されます。委員の種類と内容は「[8](#) 生徒会活動について」を参照してください。

② 日直

学級の生徒が持ち回りで行う当番です。主に黒板消しなどの学習環境の整備、学級日誌の記入、日々の報告などです。学級によって内容ややり方が多少異なりますが、教室、学習環境の整備のために協力してください。

③ 教室清掃

主に教室内の清掃を行う当番です。教室内の清掃、及びごみ捨てを行います。ごみ捨て場は生徒玄関前にあります。

(6) 部活動

高校での部活動は時間、内容ともに中学校までの活動とは異なります。各部の説明を十分に受け、見学等を行った上で、学業との両立を念頭において入部してください。※体験入部が可能かどうかは顧問と相談してください。

ア. 入部の手続きは、部活動顧問から「入部願」を受け取り、所定の欄に保護者が捺印した上で、学級担任の印をもらい、顧問に提出してください。

イ. 放課後講習や夏・冬の講習を受講している場合は、講習が優先となります。

ウ. 本校ホームページに「部活動に関する指針」を掲載しています。

※部活動の一覧は「[8](#) 生徒会活動について」に掲載しています。

(7) 学校との連絡等 保護者の皆様へ

事務窓口の対応時間と連絡先は次の通りです。

① 事務窓口の対応時間と連絡先

(代表) 011-711-7161

(平日) 8:15～16:30

(土曜日) 8:15～13:15

② 時間外の対応

放課後の時間外の教員の対応は出来ません。緊急時は管理職が対応しますので、下記の電話番号までご連絡ください。

(警備) 011-711-7162

※ 時間外でのロイロノート等での連絡について

教員からの指示があった場合を除き、時間外や休日での学級担任や教科担当へのロイロノート等のアプリを使った連絡や質問は控えてください。

③ 緊急連絡

ア. 家庭への個別の連絡

(通常時) 「生徒資料」に記載された電話番号に連絡します。

(緊急時) 上記がつかない場合、「生徒資料」に記載された緊急連絡先電話番号へ連絡します。 ※変更があった場合には事務室へ「変更届」の提出をお願いします。

イ. 学校からの緊急連絡

緊急時の連絡（臨時休校のお知らせなど）はすべてBLENDで配信します。スマートフォンの通知機能などを利用して、受信確認ができるようにしておくことをおすすめします。

④ 「BLEND (ブレンド)」について

「BLEND (ブレンド)」は、学校教育におけるICT活用を推進するための学習支援クラウドサービスです。授業やホームルームで活用するほか、家庭との連絡ツールとして使用します。学校や学年会、学級からのお知らせ文書はこのBLENDを使い、紙媒体ではなくデジタルデータ(PDFファイルなど)で配信します。また、緊急時の連絡にも使用します。保護者の方も必ず登録をしてください。登録の方法は入学後に案内します。

⑤ 自家用車の利用

登校や保護者懇談等で自家用車を利用して来校する場合は以下の点に注意してください。

ア. 敷地内への入構は原則できません。

イ. 正門前の道路(北13条通り沿い)に駐停車しての送迎については、一般の通行車両や地域住民への迷惑となりますので、絶対にしないようにお願いします。北海道警察より強い指導があります。特に夕方や土曜日には送迎車両によって車線が狭まり、自転車通学の本校生徒の安全が脅かされる事態が発生しています。やむを得ず自家用車での送迎が必要な場合は、時間的余裕をもって登校し、待ち合わせの時間を合わせて、離れた場所で乗車する、などの対応をお願いします。

ウ. 怪我などで一時的に自家用車を利用しなければならない場合は、学級担任に申し出てください。事情を確認した上で、正門内ロータリーでの乗降を許可します。

エ. 保護者の方が学校行事で本校にお越しの際は、できる限り公共交通機関の利用をお願いします。ツルハドラッグ、とんでん、マックスバリュー、オートボックスなど、近隣の商業施設駐車場の利用はやめてください。

3 成績と進級、出席の扱い

(1) 高等学校での単位について

高等学校で学ぶ教科、科目については、それぞれ、どの位時間をかけて学ぶかを単位数によって表しています(20、21ページの表参照)。例えば、4年生の「言語文化」で「3」とあるのは、1週間で3時間(3単位)「言語文化」の授業があると考えてください。また、本校では学年制をとっているため、必修・選択を問わず、その学年で履修した教科、科目をすべて修得しなければ、進級、卒業が認められません。

(2) 単位認定と進級 保護者の皆様へ

単位認定と進級に必要な条件は次の通りとなります。

ア. 登校すべき日数の5分の4以上、出席していること。

イ. 各教科、科目の「評定」に「1」がないこと。

ウ. 各教科、科目の授業時数のうち、それぞれ5分の4以上出席していること。

※1時間の授業のうち半分以上の時間に出席していなければ、出席とはみなしません。

エ. 各教科、科目の定期試験を受けていること。

上記ア～エの条件を満たさない場合は、原則、進級不可となり原級留置(留年)となります。

(3) 出欠席について 保護者の皆様へ

① 病欠

病気や入院による欠席の場合

② 公欠(出席扱いとします)

ア. 高体連、高文連、高野連主催の大会及び国民体育大会への参加、またはこれに準ずると学校が認めた大会に参加する場合

イ. 大学入学試験及び、大学入学試験に準ずると学校が認めた説明会等に参加する場合

ウ. 校長が本校生徒の活動として教育上ふさわしく、公欠相当と認めた活動に参加する場合

③ 事故欠(欠席扱いとします)

ア. 家族旅行等、本人、家庭の事情(病気によるものを除く)による場合

イ. 部活動や個人的活動で、公欠とはならない大会等に出場する場合

④ 出席停止(欠席扱いとはなりません)

ア. 学校保健法、伝染病予防法の定める伝染病による欠席の場合

イ. 非常変災による欠席と学校長が認めた場合(公共交通機関の障害等)

⑤ 忌引(欠席扱いとはなりません)

忌引日数は次の範囲と日数となり、遠隔地で移動日が必要な場合は前後に1日追加できます。

ア. 父母(7日)

イ. 祖父母、兄弟姉妹(3日)

ウ. その他の親族(1日)

エ. ア、イの法要(1日)

(4) 定期試験について

① 定期試験

ア. 定期試験は、一学期中間試験、一学期期末試験、二学期中間試験、二学期期末試験の年間4回行われます。6年生は、一学期中間試験、一学期期末試験、二学期期末試験(12月)の年間3回となります。

イ. 科目によっては、期末試験のみ実施する科目や、筆記試験を行わない科目もあります。

ウ. 定期試験を欠席した場合は、他の定期試験の結果に照らし合わせて成績を算出します。

② 追試験

やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった生徒に行われる試験です。

ア. 該当する主なもの

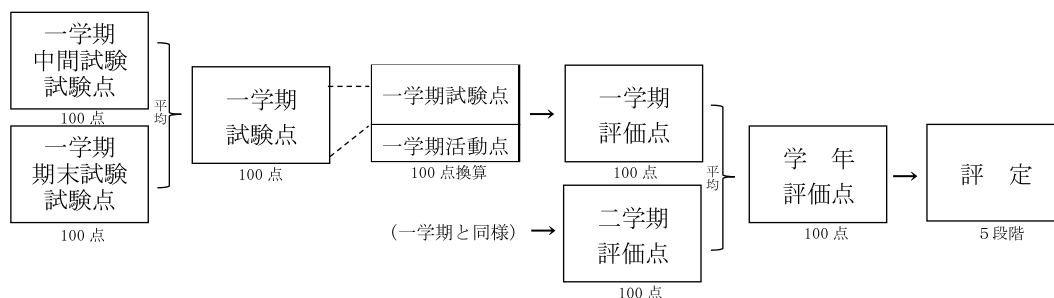
- ・公欠
- ・出席停止（公共交通機関の障害含む）
- ・忌引

イ. 該当しないもの

- ・病欠
- ・事故欠
- ・自家用車での交通障害 など

(5) 成績について

成績の算出方法は次の通りです。 ※2024年度入学生のもので、今後変更されることがあります。



ア. 「試験点」……定期試験（筆記）の得点のことです。

イ. 「活動点」……その教科、科目に対する日常の主体的な取り組みや、学びの過程などを得点化したものです。

ウ. 「学期評価点」……「試験点」と「活動点」をもとに科目別観点を勘案し、100点満点で算出されます。「試験点」と「活動点」の割合は教科、科目によって異なります。

エ. 「学年評価点」……「一学期評価点」と「二学期評価点」の平均で算出したものです。少数点以下は四捨五入します。※一学期と二学期の合計が59点の場合のみ切り捨てとします。

オ. 「評定」……「学年評価点」をもとに、次の5段階で学年末に決定されます。

学年評価点	100～80	79～65	64～40	39～30	29～0
評定	5	4	3	2	1

(6) 表彰

次の者は、進級時または卒業時に表彰されます。

ア. 優等賞……3年間の学業が優秀で品行方正な者。

イ. 皆勤賞……1年間、無欠席・無遅刻・無早退・無欠課の者。

ウ. 3ヵ年皆勤賞……3年間、無欠席・無遅刻・無早退・無欠課の者。

(7) 留学

学校が長期（3ヵ月以上）の留学先として提携している海外学校はありませんので、留学を希望される場合は、各家庭で検討してください。希望する場合は、出発の3ヵ月前迄には学校に相談してください。なお、「留学」として本校が単位認定をする条件は以下の通りです。

ア. 教育上有益であると判断できること。

イ. 留学先が正規の後期中等教育機関（ハイスクール）であること。

ウ. 生徒本人が健康で、学校生活上の素行に問題がないこと。

※ 「留学」として認められた場合は、海外で履修した単位を習得単位として認定します。留学先の学校が発行した証明書に基づいて36単位を超えない範囲で認定します（大学進学時に必要な書類には本校が発行する成績の証明に、留学先の学校の成績証明を必ず添付します）。留学の期間と時期にもよりますが、帰国後は原則としてもとの学年に復学できます。これらの条件を満たしておらず、「留学」としては認められなかったが、本人の希望により海外の学校で学びたいという場合は「休学」扱いとなり、帰国後は原則として一つ下の学年に復学することになります。

4 施設・設備について

(1) 施設利用について

① 教室

ア. ホームルーム教室の鍵は3ヵ年校舎2階の高校教員室にあります。最初に登校した生徒は各自で鍵を取って教室を開錠してください。鍵は教室黒板横のフックに掛けてください。下校の際、最後になった生徒は窓の施錠などを確認した上で、高校教員室まで鍵を返却してください。

イ. 設置されているエアコンは指示がない限り、操作しないでください。

ウ. ゴミは分別してください。教室に掲示してある分別表を見て、正しく捨てましょう。

エ. 休み時間や昼休みなどでは、他の教室にむやみに出入りしないでください。

オ. ロッカーは指定された場所を使用してください。整理整頓しましょう。教室に置いてよい教材は各教科、科目ごとに指示があります。

② 購売（1階）

休み時間や昼休み等に利用できます。営業時間は9：40～14：20です。

③ 自動販売機（1階）

3ヵ年校舎1階と6ヵ年校舎1階の自動販売機を利用することができます（2025年4月現在）。歩きながらの飲食はやめましょう。

④ 高校教員室（2階）

教員室の先生に用事があるときは、入り口から先生を呼んでください。

ア. コートは脱ぎ、かばんは置きましょう。

イ. 先生の名前を呼ぶ際は、正しい言葉遣いをしましょう。「失礼します。〇〇先生いらっしゃいますか」など。）

⑤ 高校教員室前質問テーブル（2階）

授業でわからないことがあったときの個別指導や、相談があるときに自由に使用してください。みんなが使用する場所ですから、長時間になったり、個人的な自習をしたりしないようにしましょう。また教員室前ですので、大声で騒いだりしないようにしましょう。

⑥ オープンスペース（各階）

置いてあるテーブルは昼休みや放課後、学習スペースとして利用できます。使用した後はごみを捨ててきれいにしましょう。

⑦ 進路情報室（2階）

主に昼休みに開放しています。進路・学習指導部の先生が、みなさんの進路に関する疑問・質問に答えてくれます。積極的に利用してください。赤本などの大学入試関連の書籍も借りることができます。

⑧ 体育館施設

メインアリーナ（3ヵ年校舎3階）を昼休みに開放しています。ルールとマナーを守り、お互い安全で快適に利用できるように気を配ってください。ただし、使用できる学年が曜日によって決まっていますので、掲示で確認してください。

昼休みのサブアリーナ（3ヵ年校舎1階）は中学生専用ですので使用できません。

⑨ カフェテリア（食堂）

ア. 昼休み（昼食）の利用

- ・セルフサービスとなっています。お互いに快適に利用できるように気を配ってください。
- ・混雑しますので順番待ちのマナーを守りましょう。
- ・個人で持参したお弁当は持ち込めません。
- ・コップ、椅子などの備品の持ち出し、移動はしないでください。

イ. 放課後の利用

- ・学習などのスペースとして利用できます。
- ・話し合いなどをする場合は、周りの人に配慮する気持ちをもって行動しましょう。
- ・使用後は、ごみを捨ててきれいにしましょう。

ウ. 自動販売機の利用

- ・アイスクリームなどを購入することができます。
- ・カフェテリア内（中庭も可）で食べるようにしましょう。

⑩ 図書室（1階）

たくさんの本が、皆さんとの出会いを待っています。利用のマナーを守って気持ちよく使える場所にしましょう。

ア. 貸出について

- ・1人10冊まで、貸出期間は2週間です。
- ・カウンターで、本と身分証明書を提示してください。
- ・返却は本をカウンターにいる図書係に渡してください。
- ・保護者の皆様にも貸し出ししています。
- ・カウンター業務は、図書部員が担当します。
- ・読みたい本が貸出中のときは、貸出の予約が出来ます。

イ. 利用時間

（平日昼休み）12：50～13：30

（平日放課後）17：45まで

（土曜日放課後）13：30まで

※ 定期試験期間や講習期間には変更することがあります。

ウ. その他

購入してほしい本があれば、リクエストカードに記入してください。できるかぎり購入するように努力します。ただし、マンガ・雑誌・参考書・写真集は対象外です。調べもの、探している本があれば、気軽に司書の先生に相談してください。

（2）使用上注意が必要な施設

① エレベーター（3ヵ年校舎、6ヵ年校舎）

原則、生徒は使用禁止です。怪我や身体的事由で階段の利用ができない場合は許可しますので、学級担任まで申し出てください。

② 理事長室前廊下（1階）

通行できません。カフェテリアへ行くには、カフェテリア側の階段（B階段）から降りてください。夏季のみ、中庭を通行することができます。

③ 西門 ※校舎北側、駐車場に続く門

自動車専用です。登下校時に通行することはできません。

④ 中庭（夏季のみ）

上履きのまま外に出て、利用・通行することができます。

5 生活の手引き

保護者の皆様へ

(1) 学校のきまり

本校の教育目標に添って高校生活を送るために、いろいろな決まりが定められています。まずは「生徒心得」をしっかりと読んでください。私たちの社会で大切なことは、自己と他者を尊重することです。自らの能力を高めようと努力しつつ、他者と協調する社会性を身につけ、正義の心をもって社会をよりよいものにしていこうとすることです。そのためには身近な生活のきまりを大切にしていくな心構えが必要とされます。規律ある生活はすべての基本であり、学習にも良い成果をもたらします。下の「生徒心得」をよく読んで、これらのルールに則り、学校生活が有意義で安全なものとなるよう心がけましょう。

生徒心得

本校では、「教育目標」をふまえ、学園の共同体の中で成長するすべての生徒に対し、次に掲げる生徒像を強く期待しています。

自他の人格を尊重し、学校や社会集団の交わりの中で自他共に向上しようと努める生徒
高い能力を身につけて、他者のために働くことを自分の喜びとできるように努める生徒
豊かな感情と優れた適応力、誘惑や悪に打ち克つ強い意志を身につけようと努める生徒

そこで、本校ではこれらを育むための教育活動や学校生活が安全で円滑に行われるよう、以下のルールを設けています。

なお、ここに記載されていない個々の具体的な事柄、細かな事柄等についても、必要に応じて示す指示・指導にしてください。これらのルールに則り、充実した学校生活を送ってください。

あなたがたは地の塩である。だが、塩に塩気がなくなれば、その塩は何によって塩味がつけられよう。もはや何の役にも立たず、外に投げ捨てられ、人々に踏みつけられるだけである。

あなたがたは世の光である。山の上にある町は、隠れることができない。また、ともし火をともして升の下に置く者はいない。燭台の上に置く。そうすれば、家の中のものすべてを照らすのである。(マタイ5：13-15)

1 礼儀

あいさつは社会生活を送る上でのコミュニケーションの基本です。教員・来訪者、また生徒同士でも気持ちよいあいさつを心がけるようにしてください。

2 身だしなみ

(1) 身だしなみの基本

本校生徒の服装・頭髪等の身だしなみについては、清楚であることに心がけてください。また、本校生徒としての品位と学校内外での安全を保つことに心がけてください。

(2) 制服

① 服装の基本

1. 制服は学校の精神をかたちとして表したものです。常に正しく着用してください。
2. 不必要に丈を上下させる、緩める、引きずる、ボタンを開け放すなどの着方をしてはいけません。スカートの裾は、膝頭の中央とし、膝頭上端より短くしないでください。
3. 裾・丈は適正なものを購入してください。丈詰めその他の変形をした場合は、直ちに再購入してもらいます。
4. 登下校、および校内では、平日・休日を問わず制服を着用してください。また、指定品以外の衣服は着用しないでください。なお、休日に部活動で登下校する場合、顧問の認めた揃いの部活動ジャージ等を着用することはかまいません。

5. 学校行事等によっては、制服を着用しない場合もあります。その都度出される指示にしたがってください。
6. やむを得ず異装をする必要がある場合は、学級担任に届け出て異装許可証を携帯してください。
7. 原則として、本校の冬期制服期間は、9月30日～5月31日、夏期制服期間は6月1日～9月29日です。

②冬期制服期間

<男子生徒>

1. 指定の学生服上下、指定のシャツとします。
2. 上衣の下は指定のシャツとします。
3. ベルトを着用してください。ベルトは黒革のシンプルなデザインのものとしします。
4. 靴下は華美な色やデザインではないものにしてください。

<女子生徒>

1. 指定のブレザー・スカートまたはスラックスとします。
2. 上衣の下は指定のブラウスとします。
3. 指定のリボン・ハイソックス・襟章を正しく着用してください。ただし、指定のハイソックスに代えて、黒色（無地）のストッキングやタイツを着用してもかまいません。また、肌色（無地）のストッキングと指定のハイソックスをあわせて着用することもかまいません。スラックス着用時の靴下は華美な色やデザインではないものにしてください。
4. スラックス着用時にはベルトをしてください。なおベルトは黒革のシンプルなデザインのものを着用してください。

<男女共通>

1. 指定のベスト・セーターを着用してもかまいません。指定外のセーターやカーディガンなどは着用しないでください。
2. 指定のベスト・セーターは、通常の場合、校内で上衣としてもかまいません。ただし、指定の学生服、ブレザーを着用しないで登下校してはいけません。なお、全校朝会や儀式などの行事の際は、指定の学生服・ブレザーを着用してください。

③夏期制服期間

<男子生徒>

1. 指定のシャツ（半袖、または長袖）、指定のスラックスとします。指定のシャツの第二ボタン以下は開放しないでください。指定のシャツにかえて指定のポロシャツを着用してもかまいません。指定のポロシャツについては、襟を立てたりボタンを開放しないでください。下着が透けないように気を付けてください。
2. 指定のシャツやポロシャツの上に、指定の学生服上衣・ベスト・セーターを着用してもかまいません。
3. ベルトを着用してください。ベルトは黒革のシンプルなデザインのものとしします。
4. 靴下は華美な色やデザインではないものにしてください。

<女子生徒>

1. 夏服は指定のブラウス（半袖・または長袖）と指定のベスト・セーター・ハイソックス・スカートまたはスラックスとします。また、指定のブラウスにかえて指定のポロシャツを着用してもかまいません。下着が透けないように気を付けてください。
2. 指定のポロシャツを着用する際には指定のベスト・セーターを着用してもかまいません。指定のポロシャツについては、襟を立てたりボタンを開放しないでください。
3. 指定のブラウスを着用の際は、リボンを着用しなくてもかまいません。指定のブラウスの第二ボタン以下を開放しないでください。
4. 指定のブレザーを着用する場合には、指定のブラウスに指定のリボンを着用してください。
5. ただし、集会や儀式では、上の1. 2. 3. 4. に示す制服を着用してください。
6. スラックス着用時はベルトを着用してください。ベルトは黒革のシンプルなデザインのものとしします。
7. 靴下は華美な色やデザインではないものにしてください。

(3) その他の指定品等

① 登下校時の外靴・かばん

1. 外靴は黒の短革靴とします。バックスキンの短革靴は履かないでください。清楚と安全に心がけ、縁・紐等も黒で、装飾のないかかとの低いものとします。
2. 外で体育の授業がある場合は、通学靴とは別の運動靴を持参してください。
3. 降雪期は、次の外靴でもかまいません。
 - 1) ブーツなどの革靴
ただし、各自の下足棚に収納できない靴は、履かないでください。
装飾のないシンプルなデザインで、かかとの低いものにしてください。
色は黒を基調とします。
 - 2) スニーカータイプの防寒靴
色は黒を基調とした清楚なものとしします。
華美な色柄や装飾のあるものは履いて来ないでください。
ただし、ライン・ロゴ程度の模様はあってもかまいません。
4. 通学かばんは、華美・奇抜なデザインは避け、品位のある機能性・安全性の高いものを使用してください。

② 校内靴・体育着

1. 指定のものを着用してください。靴ひもは各学年の色にしてください。
2. 着用する時と場をきちんと守ってください。

③ 冬期の防寒着

1. 黒・紺・グレー・茶系色の無地のオーバーコート、ハーフコートとします。なお、フードの裏地にチェックなどの柄があってもかまいません。
2. コートにかえてウィンドブレーカー、ダウンジャケットを着用してもかまいません。この場合は、袖のラインやロゴ程度の模様があってもかまいません。
3. 皮革・毛皮素材や、これに類似するもの、また派手なものは着用しないでください。
4. 防寒具については、華美でないもので安全性に配慮したものとします。また、登下校時を除いては着用しないでください。

(4) 使用してはいけないもの

1. 化粧品等
顔その他に化粧などをしないでください。ただし、肌等の健康を保つための無色の基礎化粧品類(化粧水・日焼け止め・リップクリームなど)はかまいません。なお、香気の強いものは避けてください。
2. アクセサリー類
身体・衣服等には、装飾のための一切のアクセサリーを着けないでください。

(5) 頭 髪

1. 頭髪は常に清潔にし、本校生徒としての品位を保つようにしてください。
2. 染髪や着色・脱色、パーマ等の加工をしないでください。
3. 実際の指導にあたっては、次のような基準を設けています。
 - 1) 男子生徒：目にかからない、耳が隠れない、襟にかからない程度とします。髪留めなどをつけないでください。
 - 2) 女子生徒：目にかからない程度とします。紐・髪留めなどは、黒・紺・茶などの控え目な色、デザインとします。
 - 3) 具体的なことや細かな点については、実際の指示にしたがってください。

3 登下校

(1) 安全とマナー

1. 登下校は保護者や学校の目が十分に行き届きません。安全な通学路・交通手段を決め、保護者や学校の指示を守ってください。また、登下校中に連絡が必要になった場合は、速やかに、確実におこなってください。

2. 事件・事故等にあわないよう、自分の安全は自分で守るという意識を持って行動し、交通ルールや乗車マナーなどの法令や公共道徳をきちんと守ってください。
3. 身分証明書は必ず持ち歩いてください（自宅からの外出時も同様です）。また、身分証明書の取扱規程をよく読んで、きちんと守ってください。
4. 学園寮横の西門は車用門です。登下校や外出時に通行しないでください。

(2) 登校時間

1. 始業時刻は8時30分です。安全のため、ゆとりを持って遅れないように登校してください。
2. 冬期はJR・バス等が遅れることが多くなります。夏期より早く自宅を出てください。
3. 地下鉄東豊線東区役所前駅では、急ぎの利用者や対向側の利用者に気を配り、整然と左側を通行してください。また、信号待ちでは前後を詰めて左側に立ち、右側を大きく開けてください。

(3) 下校時間

1. 放課後は速やかに帰宅してください。課外授業・自学自習・生徒会・部活動などの下校時間は、原則として午後6時（土曜日は午後2時）です。
2. 顧問・学級担任等の監督の下で行う活動の終了時間は、午後7時（土曜日は午後3時）です。遅くとも活動終了後30分以内に下校を完了してください。
3. 学校祭などの特別な行事の期間、また特別に許可を受けた部活動については、その時に出される指示にしたがってください。
4. 帰宅が予定時刻と大幅に異なる場合などは、あらかじめ保護者に連絡してください。

(4) 自転車通学

1. 自転車通学を希望する生徒は、指示にしたがって届出の上、許可を受けてください。
 - 1) あらかじめ次の2点を済ませ、学校に自転車と使用者を登録してください。
 - * 盗難防止のため、鍵は必ず2カ所以上取り付けてください。
 - * 生徒本人の自転車事故による被害・加害を補償する損害保険に加入してください。（本校には、4月に申込期間を設けて斡旋している団体加入保険があります。）
 - 2) 登録用紙に必要な事項を記入し、保護者の捺印を受けて申し込んでください。
 - 3) 登録ステッカー（無料）を、登録した自転車の目立つ場所に必ず貼り付けてください。なお、ステッカーが剥がれた場合、自転車を変更した場合は再登録してください。
2. 自転車利用のルール・マナーをきちんと守ってください。
 - 1) 交通ルールを守るとともに、特に歩行者などの交通弱者に十分配慮してください。
 - 2) 自宅最寄りの駅や学校の駐輪場では、所定の場所に整然と駐輪し、必ず2カ所以上施錠してください。
3. 学校の定めるルールにしたがってください。
 - 1) 降雪期間の自転車通学は禁止です。禁止と解除については、事前に指示が出ます。
 - 2) 新入生は、入学後に登録期間を設け、その後に許可します。
 - 3) 東区役所前駅周辺の路上や店舗前などには、絶対に駐輪しないでください。

4 私物の管理

1. 学校に持参する私物は、原則的にすべて自己管理してください。校内で私物の紛失・破損などがあっても、学校としてはいっさい補償できません。
2. 私物をなくしたり、拾ったりした場合は、直ちに学級担任や教科担当・顧問などに届けてください。
3. 教材・衣類・財布・雨具など、私物にはすべて記名してください。
4. 原則として学習に必要なもの以外は持参しないでください。
5. 校舎・校地内では携帯電話、スマートフォンの電源を切り、使用しないでください。あわせて、ウェアラブル端末の利用についても同様とし、使用せず、身につけないでください。
なお、本校では生徒玄関前ホールとマリアホールに公衆電話を設置しています。
6. 登校の際には、校内で必要のない金銭は持参しないでください。また、模擬試験の申込金等の納入金を持参した場合は、指示にしたがって早めに納めてください。

7. 体育の授業時の貴重品管理は、教科担当の指示にしたがってください。

5 施設・設備の利用

1. 校舎内では静粛を心がけ、他者、特に傷病者などに配慮し、廊下は右側を歩行してください。歩行時の土足・飲食等は厳禁します。
2. 校舎内の美化・衛生を保ち、施設・備品等の公共物は大切に扱ってください。施設・備品等を損傷したときは、直ちに学級担任・教科担当・顧問などに届け出てください。なお、破損の理由によっては、修理費が個人負担となることがあります。
3. 他の教室にはみだりに出入りしないでください。また、校舎内の用事のない場所には出入りしないでください。
4. 昼休みに体育施設で遊ぶ場合は、ルールとマナーを守り、お互い安全で快適に利用できるように気を配ってください。マリアホール・サブアリーナ・屋外バスケットコートは中学生専用です。
5. 食堂では、順番待ちやセルフサービス方式のルールやマナーを守って、お互いに快適に利用できるように気を配ってください。備品の移動、持ち出しなどはしないでください。
6. エレベーターは、許可を受けた生徒以外は使用できません。

6 教室と学習環境の維持

1. 休憩時間に次の授業のための移動・準備を済ませ、始業の合図と同時に着席し、静粛に学習を始められるようにしてください。特に試験の際には、早めに着席してください。
2. 授業の開始と終了時には、起立・礼の号令であいさつしてください。
3. 授業には主体性をもって取り組んでください。無断での座席移動、自他の学習を妨げる行為は厳禁します。
4. 授業中の教室の入退室は、必ず教科担当の許可を受けてください。
5. 教室では、ゴミの分別処理を徹底し、常に整理整頓してください。机の中、教室後方の各自の棚、コート掛けなどの場所以外には、私物を置かないでください。また、各自の机や棚の中には、許可された学習用具以外の私物を置いたままにしないでください。
6. 教室移動や終業時には、教室の窓・ドアの施錠を徹底してください。
7. 日直・当番・学級委員を中心に、設備や備品の管理、清掃、換気、危険箇所の点検などの環境維持に努めてください。

7 出欠関係の手続き ※「②学校生活について」参照

1. 事情があって欠席・遅刻・早退・欠課・外出するときは、始業前に保護者から学級担任に必ず連絡を入れてもらうようにしてください。
2. 遅刻した場合は、事情によらず、職員室で入室許可証の発行と指示を受けてください。
3. 早退・外出は、必ず学級担任に連絡し、身分証明書を提示して許可印を受けてください。
4. 登校後に体の変調・けが等があった場合は、必ず保健室に行ってください。授業中は教科担当の許可が必要です。退出後は、保健室利用票を教科担当か、学級担任に渡してください。

8 禁止する行為

1. 法律・条例などの法令で禁じられている場所への出入り、禁止時間帯の活動、禁止物の所持などのほか、一切の触法行為、社会常識や道徳に反する行為をしないでください。なお、法令により満18歳未満など、年齢によって制限・禁止されている事項については、その年齢に達した後も、本校在学中は生徒を年齢で区別することなく、原則としてこれを禁じます。
2. 学校、および学校関係者の名誉を傷つける行為、学校の秩序を乱す行為、個人の尊厳を侵す行為、その他本校生徒の本分に反する行為をしないでください。
3. 事実の有無、内容の真偽、また故意と過失を問わず、様々な情報媒体を用いて、本校、本校の教職員・生徒、および外部の団体・個人の名誉を傷つける情報、プライバシーを侵害する情報などを、一方的に流さないでください。
4. 校内外を問わず、パソコン・携帯電話、スマートフォンなどの情報端末の、無自覚・不注意な使用によって、自他の健全かつ安全・安心な生活が脅かされないようにしてください。
5. 校地・校舎内、および学校行事の開催場所などでは、原則として撮影・録音などの行為をしな

いでください。

6. 本校は、性の尊厳を重んじます。純潔に反する行為をしないでください。男女交際については、生徒・未成年者の分限を超えるような行動、不道徳な行動を厳禁します。
7. 生徒間でみだりに金品の貸し借りをしないでください。
8. 試験、および答案返却時には、不正行為をしないでください。
9. 学業に専念する主旨から、原則としてアルバイトをしないでください。また、運転免許の取得も同様です。やむを得ない特別な事情がある場合は、許可が必要です。

9 許可を必要とする事項

学校の教育活動にあたらぬ以下の事項については、あらかじめ学級担任・顧問を通じて学校の許可を得てください。

- 1) 保護者、またはこれに準ずる成人同伴の場合を除く団体旅行、キャンプ、合宿
- 2) 各種のスポーツ・文化活動団体への参加
- 3) 印刷物の発行・配布・掲示
- 4) 集会・大会の企画・参加
- 5) テレビ・ラジオ等への出演、新聞・雑誌記事等への掲載
- 6) 本校生徒であることを明示した上でのWebサイトへの文字・画像情報等の掲載

10 指導・協議・調査・処分

1. ここに示したルールにしたがわない場合、生徒本人に対して是正を求める指導を行います。また、必要に応じ、学校での保護者との話し合い、生徒本人への特別指導、学則に基づく処分を行います。
2. 処分の検討を要するような問題行為等があった場合は、事実関係の調査を行います。調査は、問題行為があったと思われる生徒本人、また必要に応じて関係する事情を知っていると思われる生徒本人を対象とします。
なお、調査の場は、問題行為のあった生徒が自らの行動・言動を自ら振り返って正視する場です。携帯電話機等で他の人と連絡を取ったり、他の人が立ち会ったりすることはできません。
3. 生徒本人が使用していた携帯電話機で問題行為が行われたと思われる場合、および携帯電話機が問題行為に利用されたと思われる場合は、携帯電話機を預かりの上、データを確認することがあります。

(補足) 携帯電話・PC等を利用した情報発信

パソコン・携帯電話などを利用すると、個人でも簡単に情報を発信できます。簡単にできるということは、誰もがたやすくネット犯罪の加害者や被害者になってしまう危険があるということです。また、ネット上のトラブルが、実生活にまで及ぶ場合が多々あります。

本校では、学校の内外を問わず、生徒として最低限身に付けておくべきことを、次の通り示します。これにしたがって、自分、家族・友人、また学校・クラス・部活動など、自分が所属する団体の安全と信用・名誉、プライバシーや個人の心身の安全などが守られるように心がけてください。

ネットを利用することの自覚

1. X (エックス)・ライン・ホームページ・ブログ・プロフ・掲示板・動画共有サイトなどに、文字や画像を載せるという行為は、仲間うちでのおしゃべりやうわさ話とは全く違います。特に、次の点をきちんと自覚してください。
 - 1) 何かを書く、載せるということは、見ず知らずの全ての人に情報を提供する行為である。
 - 2) 画像や文章が思いも寄らないことに悪用、またはいたずらされる危険性がある。
 - 3) 顔の見えないコミュニケーションでは、本心や気持ちなどが正確に伝わりにくい。
 - 4) 公開した内容については、本人の法律的・社会的な責任が問われる。
 - 5) 一度公開した内容は、簡単に削除したり、取り下げたりできない。

プライバシーの保護

2. 個人や団体を特定できるような情報をみだりに公開してはいけません。
 - 1) 自分や他人の実名やそれを容易に推測できる書き込みをしない。
ハンドルネームの命名やリンクなどにも、細心の注意を払う。

- 2) 所属する団体などの実名を公開しない。また、推測できる書き込みをしない。
特に、学校・クラス・部活動・出席番号など、個人の特定につながる情報を記載しない。
- 3) 住所・電話番号・メールアドレスなど、連絡先を特定できるような書き込みをしない。
その他、生年月日なども重要な個人情報である。
- 4) 自分や他人の、特に顔などの身体的特徴で個人を特定できる写真を公開しない。
顔写真などの画像は、悪用されたときの被害が大きい。
- 5) 友人・知人などに自分の個人情報となる文章や写真などを公開させない。
同意を求められても断る。無断公開されたら直ちに削除させる。
学校から指導されている、また指導を受けることをきちんと伝えるようにする。
- 6) ネット上の断片的な個人情報を、他人がつなぎ合わせて悪用する危険性を常に警戒する。
情報は直ちに削除できず、保存、コピー、加工されたら取り返しがつかない。
- 7) ごく親しい者との情報交換などは、部外者のアクセスを制限するよう設定する。
内輪の話は、実生活でも不特定多数の人に公言するものではないことを自覚する。

トラブルや犯罪、健康被害の防止

3. 自分の主観的な基準で、良識を疑われる情報、法に反する情報を公開してはいけません。
 - 1) 社会は世代・立場・価値観など、様々な違いのある人で成り立っている。自分自身の判断や考えが、必ずしも「常識」や「正義」とは限らないことに留意する。
 - 2) 公開しようとしている情報が身近な人たちの間では問題にならなくとも、人によっては強い怒りや憎悪、不快感をもよおす場合がある。
4. 特定の個人・団体に対し、見たり読んだりした人が、マイナスのイメージや評価を抱くような言葉や文章を掲載してはいけません。
 - 1) たとえ自分が正当であったとしても、一方的に言い立てるのは不公正である。
 - 2) 事実と信じて一方的に書いた内容が、実は誤りだった場合の責任まで考える。
5. 怒りなどの感情に任せて、暴言・悪口・差別的表現などを用いた攻撃的な文を書いてはいけません。
 - 1) ネット上では、自分の感情・表情などを正確に伝えるのが難しい。
 - 2) 面と向かって話すのとは違い、書きたい放題に書いてしまう危険がある。
 - 3) ネット上や実生活で「報復」・「逆襲」に遭う危険に身をさらさないようにする。
 - 4) 内容次第では、名誉毀損や傷害・脅迫などになる可能性がある。
 - 5) 実際にネット関連の事件で逮捕される中高生がいる実態を踏まえる。
6. 社会道徳・法令・本校の生徒心得などに反する行為をしている、したとわかる、またはしたと疑われる画像や文章を掲載してはいけません。
 - 1) 例えば、飲酒・喫煙・賭け事・異性との身体接触などは、行為だけではなく、掲載すること自体も問題である。
 - 2) 芸能人・著名人の顔、CDジャケットの画像等のデザイン、曲の歌詞などを掲載するなど、他人の肖像権・著作権などを侵害しない。
 - 3) 問題化してから、「冗談のつもり」、「ふざけすぎた」、「知らなかった」などの言い訳は通用しない。
7. 深夜・未明に書き込むなど、学校生活・家庭生活に支障をきたすような利用をしてはいけません。「ネット依存」になってしまうと、実生活が崩壊する危険性があります。

本校生徒の禁止事項

8. 本校の校名の公開、及び本校や本校関係者と推定できるような書き込みを禁止します。
例えば、「光星」、「光☆」、「○星」、「東区のミッション・スクール」など
9. 校地・校舎内での携帯電話機は使用禁止です。授業日の在校時間帯に書き込みや送信をしてはいけません。
10. 以上の項目に反し、本校と本校生徒や関係者の信用などを傷つけ、または精神的苦痛などを与える情報、違法な情報、反社会的な情報を収集、または掲載した場合については、情報の内容の当否や行為の成否などを問わず、その収集、または掲載した行為について、処分を含めた指導を行う場合があります。

(2) タブレット端末 (iPad) の使用

本校では全校生徒がタブレット端末 (iPad) を所持していて、学校生活と学習に利用しています。以下に使用上の注意点やマナーをよく読んで、正しく使いましょう。

1. タブレット端末 (iPad) の扱い

ア. 学習目的にのみ利用してください。

イ. 学校のMDM (モバイルデバイス管理) のシステムで管理されており、自由にアプリケーションをダウンロードすることはできません。iPadには学校が使用を認めたソフトウェアやアプリケーションをインストールすることができます。

ウ. AppleIDは、配付された教育機関用のAppleIDを設定してください。この教育機関用AppleIDでは、AppStoreやiTunesStoreでの買い物ApplePayなどの機能を使用することができないようになっています。

エ. タブレット端末の使用は、次のような学習目的に限ります。

- ・BLENDやロイロノートの利用：学習や学習記録・ポートフォリオの記入、問題演習、課題作成や提出など。
- ・タブレット端末にインストールされている教材やアプリケーションソフトウェアの使用。
- ・担当教員が許可するインターネットでの検索・情報収集など。

2. タブレット端末 (iPad) の使用における注意事項

ア. 休み時間や放課後に使用してもかまいませんが学習活動や教員が認めたこと以外に使用しないでください。あわせて、カメラ機能の使用も同様です。肖像権・著作権に十分配慮して使用するようしてください。

イ. 学校食堂やトイレ、更衣室や部室でのタブレット端末の使用を禁止します。

ウ. タブレット端末 (iPad) は各自で管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に十分注意してください。また、下校時には必ず持ち帰ってください。

エ. 校内では学校のWiFi以外には接続しないでください。

オ. 校内での充電は禁止します。

カ. 他人のID・パスワードを使用してはいけません。また、自分のパスワードを使用させないでください。

キ. 他人のタブレット端末を借用したり、操作しないでください。

ク. 学校のセキュリティシステムを調べたり破壊する行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為はしないでください。

ケ. 生徒本人が使用していたタブレット端末 (iPad) で問題行動が行われたと思われる場合、およびタブレット端末 (iPad) が問題行為に利用されたと思われる場合は、タブレット端末 (iPad) を預かり、データを確認することがあります。

コ. 以上の項目や「生徒心得 8. 禁止する行為」に反する行為があった場合には処分を含めた指導を行う場合があります。

3. 紛失、故障、破損

端末は精密かつ高価なものです。個人で管理し、大切に扱きましょう。

万が一、紛失、故障、破損した場合は直ちに学級担任または副担任、学年会の先生に申し出てください。修理費や再購入の場合の費用は家庭負担となります。

6 学習の手引

国語、数学、地歴・公民、理科、英語の5教科の学習について記してありますので、学習の参考にしてください。

(1) 国語

① 現代の文章に関する分野

現代文分野で扱うのは、明治から現在までの文学的文章と論理的文章、実用的文章の三種類です。これらの幅広く多様な内容を持つ文章を理解するためには、語彙力の養成、内容理解の土台となる教養的・常識的知識の理解力、文章に対応した読み方を身につける読解力が必要です。また大学入試では、文章を書く能力が強く求められます。

ア. 普段、分からない言葉に出会ったとき、こまめに辞書を引く習慣をつけることで、語彙力は身につきます。授業の準備をするときは、下読みをして意味調べをしておきましょう。また、漢字を覚えることも語彙を増やすことにつながります。

イ. 広範囲な読書は多くの教養的・常識的知識や理解を与えてくれます。文学分野はもちろんですが、特に論説・評論分野の読書(新聞や、新書に親しむこと)を勧めます。

ウ. 授業での最大のポイントは、それぞれの文章に応じた内容の読み方と問題の解き方を学ぶことです。授業で読解の方法を教わったら、その方法を自分で使いこなせるように、運用してみてください。

エ. 文章を書く力は、文章読解力と一体のものです。倫理的文章の内容要約などから始めて、小論文程度のもので書けることを目指してください。

② 古典の文章に関する分野

古典分野では古文と漢文を学習します。語学的な学習を基本として古典文学を通じて古人の心情やその思想に触れます。

ア. 古文・漢文とも音読を第一の基本とします。何度も声に出して読むことで古文・漢文に特有な文体になじむことができ、語彙や文法、句形の学習も、定着します。

イ. 文法・単語については、入門の段階から授業を中心に着実に理解し覚えていきましょう。反復することが大切ですので、毎日の家庭学習で計画的に反復し、継続的に学習をして、8割以上の得点をとれるようにしましょう。

ウ. 古文・漢文ともノートに本文を筆写し、辞書を引き現代語訳をして(漢文は書き下し文も書いて)授業に臨んでください。そのためにも、入門の段階で辞書や文法書を使いこなせるようにすることが重要です。

(2) 数学

① 高校数学について

中学校までで学習してきた内容よりも高度になり、扱う分量も多くなります。中学校までは授業内の学習に取り組んでいるだけで、ある程度、定期試験で得点を取れた人も、高校では同じようにはいかなくなります。授業内はもちろんですが、家庭での学習を習慣化して復習のリズムを定着させ、授業で習った内容を確実に理解するように努力することが大切です。

② 学習について

次のポイントを参考にして、効果的に高校数学を学習しましょう。

ア. 毎日家庭学習の時間を取りましょう。

イ. 理解できなかった部分は質問し、そのままにしないようにしましょう。

ウ. 課題などが出された場合は期日を守って提出しましょう。

エ. 問題集を繰り返し解き、理解状況に応じて印をつけていきましょう。最低3回は必要です。

オ. 長期休みを活用して、同じ問題集をもう一度解いてみましょう。

(3) 地歴・公民

① カリキュラム

中学校で学んだ「社会」の分野は、高校では「地理歴史」と「公民」の2つの教科に分かれます。コース、学年ごとに学ぶ教科、科目は20、21ページの教育課程表を参照してください。

② 学習の方法

まず、「社会は暗記科目」という考え方は捨ててください。高校で学習する科目は、内容的に非常に豊富です。一つひとつの事項を関連づけて「理解する科目」と考えてください。そのためにも、常に社会の出来事に関心を持って生活することが大切です。また、授業では、教科書の他に資料集なども使います。これらを常に利用して、情報収集に役立てましょう。また、ノートの作成と活用も重要です。ノート作りのポイントは、授業の内容をベースに自分で補足してオリジナルなノートに仕上げることです。

地歴・公民のいずれの教科においても、自ら学ぶことを基礎として授業に積極的に取り組む姿勢を持ち続けければ、自然に学力が身についてくることでしょう。

③ 受験科目としての科目の選択

進級すると、自分がどの科目を履修するか選択しなければなりません。入学してすぐに決める必要はありません。選択のポイントについては入学後、具体的にアドバイスします。なお、どの科目が受験で有利になる、不利になるということはありません。

(4) 理 科

① 高校の理科

小さい頃から自然のいろいろな現象に対し「なぜだろう?」「どうして起こるの?」と疑問に思ったことが数多くあったことでしょう。理科という教科は、自然現象の「How?」「Why?」を考え、その本質を解明するための基礎を学習するものです。

その探求する対象により、本校の理科では4つの科目を扱います。物体の運動・電気・波動などを解明する「物理」、物質を原子や分子の運動で解明する「化学」、生物の生命活動を解明する「生物」、地球の構造・天体の運動を解明する「地学」の4つです。

② カリキュラム

コース、学年ごとに学ぶ教科、科目は20、21ページの教育課程表を参照してください。

③ 学習について

ア. どのような現象を理解しようとしているのか、問題をはっきりさせることが大切です。

イ. 授業や教科書の内容を「暗記」するのではなく、その現象の本質、論理を理解しようと努力することです。

ウ. 理解した内容を自分なりに整理し、きちんとノートにまとめておくことが必要です。

エ. 学習した理解度を深めるために教科書の問題を解くだけでなく、問題集に挑戦することが不可欠です。

オ. 教科書を自力で読めるようになることが大切です。そのためにも、授業はしっかりと説明を聴きましょう。

(5) 英 語

① 高校の英語

高校英語とは、中学英語を土台にして、より高度な理解力や表現力を養うことを目的にした教科です。したがって、今まで以上に家庭学習が必要になります。高校での英語学習を楽しく充実したものにするためには、まず毎日の自学自習が何よりも大切です。

英語の仕組みについてのルール（文法）は中学校でほぼ学習しています。高校ではそれにもう少し新しいルールを付け足し、使う練習をしながら身につけていきます。ですから、入学前に中学校で学習した内容を徹底的に復習しておかなければなりません。身につけていない部分をそのままにしておいたら、新しいものは積み上がっていきません。土台をしっかりと作りましょう。入学前課題に真剣に取り組み、わからないところや忘れていたところに戻って、しっかり復習しておいてください。

② 科目について

英語という教科は授業では「英語コミュニケーション」と「論理・表現」という科目に分かれます。

③ 学習について

ア. 「英語コミュニケーション」の授業

「聞く」「読む」「話す」「書く」の4つの技能を総合的に伸ばすことを目的にしています。高校の授業では、出てきた英文を覚えたらそれで終わりではありません。音読練習や速読練習を通して、できるだけ多くの英文をインプットし、最終的にはその内容をもとに自分の意見を言えるように練習を積んでいきます。

上記の4つの技能の基礎となるのが語彙力です。中学校3年間で習う単語数は約1600～1800語と言われていますが、高校卒業時までには小学校・中学校・高校合わせて4000語～5000語を覚えなくてはなりません。語彙力を高めるためには、毎日欠かさず反復練習をすることが大切です。

イ. 「論理・表現」の授業

英語を理解し発信するための土台となる、英語の仕組みについての様々なルール（文法）を学びます。そして、それらを使うための活動をくり返しながら、身につけていきます。早い段階でこのルールを身につけておけば、多少複雑な英語表現でも理解することができ、自分の力で正確な英語を話したり、書いたりすることができるようになります。

(6) 教育課程表

① 6ヵ年コース(2026年度入学生用)

6ヵ年コース			4年	5年		6年		
教科	科目	標準単位		文系	理系	文系A選択	文系B選択	理系
国語	現代の国語	2	2					
	言語文化	2	3					
	論理国語	4		3	2	3	3	2
	古典探究	4		3	2	3	3	2
	国語演習 古典						2	
地理歴史	地理総合	2		2	2			
	地理探究	3				(2)		(3)
	歴史総合	2	2					
	日本史探究	3		(3)	3	(2)	(2)	3
	世界史探究	3		(3)		(2)	(2)	
	世界史演習						[2]	2
	日本史演習						[2]	2
歴史課題演習								
公民	公共倫理	2		2	2			
	政治・経済	2				4	4	(3)
数学	数学Ⅰ	3	2					
	数学Ⅱ	4	1	3	3			
	数学Ⅲ	3						(4)
	数学A	2	2					4
	数学B	2		2	2			
	数学C	2						2
	総合数学 演習							(4)
	数学課題演習					5		
数学必修演習						[2]		
理科	科学と人間生活	2						
	物理基礎	2			(2)			(4)
	物理	4						4
	化学基礎	2	2					
	化学	4			3			3
	生物基礎	2		2	(2)			2
	生物	4						(4)
	地学基礎	2	2					
	地学	4						
	理科演習				2			
理科基礎演習					3			
理科概論						[2]		
保健体育	体育7~8	2	2	2	2	3	3	3
	保健	2	1	1	1			
芸術	音楽Ⅰ	2	(2)					
	美術Ⅰ	2	(2)	2				
	書道Ⅰ	2	(2)					
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3					
	英語コミュニケーションⅡ	4		3	3	3	3	3
	英語コミュニケーションⅢ	4						
	論理・表現Ⅰ	2	3					
	論理・表現Ⅱ	2		3	3			
	論理・表現Ⅲ	2						
	英語演習						2	
	英語表現演習					2	2	2
家庭	家庭基礎	2	2					
情報	情報Ⅰ	2				2	2	2
総合的な探究の時間		3~6	1	1	1	1	1	1
宗教			1	1	1	1	1	1
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	1
合計			32	32	32	33	33	33

※教育課程表は、今後、大学入試制度の内容によって変更になることがあります。

② マリスコース・ステラコース（2026年度入学生用）

3ヵ年(マリスコース・ステラコース)			4年		5年		6年	
教科	科目	標準単位			文系	理系	文系	理系
国語	現代の国語	2	2					
	言語文化	2	3					
	論理国語	4		3	2	3	2	
	古典探究	4		3	2	3	2	
	古語演習 古典							
地理歴史	地理総合	2		2	2			
	地理探究	3				(2)	(3)	
	歴史総合	2	2			(2)	2	
	日本史探究	3		(3)	3	(2)	3	
	世界史探究	3		(3)		(2)		
	世界史演習							3
	日本史演習							
歴史課題演習								
公民	公共	2		2	2			
	倫理	2						
	政治・経済	2				4	(3)	
数学	数学Ⅰ	3	2					
	数学Ⅱ	4	1	3	3			
	数学Ⅲ	3					(4)	
	数学A	2	2				4	
	数学B	2		2	2			
	数学C	2					2	
	総合数学 数学演習						(4)	
	数学課題演習						5	
理科	科学と人間生活	2						
	物理基礎	2			(2)			
	物理	4			2		(4)	
	化学基礎	2	2			3	3	4
	化学	4			(2)		(4)	
	生物基礎	2		2				
	生物	4					(4)	
	地学基礎	2	2					
	地学	4						
理科演習 理科基礎演習				2		3		
保健体育	体育	7~8	2	2	2	3	3	
	保健	2	1	1	1			
芸術	音楽Ⅰ	2	(2)					
	美術Ⅰ	2	(2)	2				
	書道Ⅰ	2	(2)					
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3	3					
	英語コミュニケーションⅡ	4		3	3	3	3	
	英語コミュニケーションⅢ	4						
	論理・表現Ⅰ	2	3					
	論理・表現Ⅱ	2		3	3			
	論理・表現Ⅲ	2						
	英語演習							
	英語表現演習					2	2	
家庭	家庭基礎	2	2					
情報	情報Ⅰ	2				2	2	
総合的な探究の時間		3~6	1	1	1	1	1	
宗教			1	1	1	1	1	
Fプログラム								
MUC								
ホームルーム活動			1	1	1	1	1	
合計			32	32	32	33	33	

※教育課程表は、今後、大学入試制度の内容によって変更になることがあります。

7 進路・学習指導部より ～大学進学をめざして～

(1) 進路・学習指導部とは

進路・学習指導部は、みなさんが、光星高校の3年間でそれぞれの将来を見つけられるように、さらにそれぞれの目標が実現できるようにサポートしていきます。そのために、将来の進路についてのさまざまな情報を提供します。大学での学問や将来の職業について、また、変化しつつある大学入試や社会情勢など、多岐にわたります。

(2) 学習の原則 ～日々の授業を大切に～

目標を実現するためには、相応の学力が必要です。みなさんがそれぞれの目標の実現に十分な学力をつけられるよう、模擬試験、長期休暇の講習、放課後講習・進路ガイダンスなどを企画します。具体的な学習方法については、「⑥学習の手引き」を読んでください。ここではみなさんの高校での学習でもっとも基本となる原則を1つだけ、強調しておきます。それは、授業が日々の勉強の中で一番重要だということです。すべての基本がここにあります。大学入学共通テストをはじめとする大学入試で問われるのは、基礎的な学力とそれを使いこなす力です。この事を忘れないで、3年間勉強に取り組めば、十分な学力がついてきます。

(3) 講習と模試

① 講習

放課後と夏・冬休みに講習を実施します。各教科で学年や時期に応じて設定しますが、ここで伝えたいことは、講習は学習の「きっかけ」だということです。勉強の中心にあるのは日々の授業と家庭学習で、その二つの土台をしっかりと築いた上で、講習に参加してください。講習は補習的なものではなく、また講習だけで学力アップにつながるわけでもありません。「講習」で新たなきっかけや指針をつかみ、そこからまた授業や家庭学習に生かしていく。「授業」+「家庭学習」+「講習」のセットで取り組むことで、学力は確実にアップするはずですよ。

ア. 長期休業中の講習

夏期と冬期で実施します。英数国の3教科で実施します。学年と時期に合わせて理科、地歴公民の講習を追加していきます。1講座当たり70分×4コマで、受講料は800円となります。実施1ヵ月前を目途に案内をします。

イ. 放課後の講習

ステラコースは週3回程度の必修講習を実施します。通院や家庭での都合は、可能な限り、参加の妨げにならないように調整してください。他のコースについては、必要なタイミングで必要な講習を実施します。年度始めの放課後は学級担任と生徒の面談を行います。

② 模試

下表の通り全国模試を実施します。模試にチャレンジする目的は、全国での自分の位置を知り、また過去の自分と比較する(⇒成長や課題と向き合う)ことで、普段の学習方針・方法を検証する機会とするためです。ですから、模試のために勉強するというよりは、普段の勉強の通過点に模試がある、チェックポイントのようなものと捉えると良いでしょう。模試のための対策は意味がありません。日々の学習を充実させることで、模試の成績はついてきます。結果(偏差値と判定値)に一喜一憂せず、振り返りと復習を大切にしましょう。

<模試実施予定>

	4年	5年	6年
ベネッセ	総合学力テスト(7月・10月・1月)	総合学力テスト(7月・10月・1月) 共通テスト模試(3月)	共通テスト模試(6月・9月・11月) 記述模試(7月・10月※)
河合塾	全統模試(8月※・1月※)	全統模試(8月※・1月※) 共通テスト模試(2月)	全統共通テスト模試(5月・8月・10月※・11月) 全統記述模試(5月・8月・10月)

実施月に※のついているものは希望者または一部の生徒必修で、それ以外は全員必修です。2025年度のもので、変更することもあります。

8 生徒会活動について

(1) 生徒会とは

生徒会とは、本校の教育理念に基づき、日々勉学に励みながら、自主性と創造性を育み、高い志を持って他者に奉仕する良き社会人となることを目標とする生徒による組織です。活力ある生徒会を作るために、積極的に参加しましょう。

(2) 主な活動

- ・新入生歓迎会
- ・学校祭
- ・生徒総会
- ・生徒会誌作成
- ・生徒会長選挙
- ・全国大会出場部活動壮行会
- ・ボランティア活動
- ・募金活動 など

(3) 組織

- ① 生徒総会……生徒会の活動を全生徒に知ってもらい、執行部や委員会が活動する上で必要な全会員の承認を受けるために開催する議決機関です。会長の任期中（1年）に1回開催されます。
- ② 執行部……会長をはじめとする生徒会活動の中心となる機関です。
- ③ 代議委員会……学級の代表である委員長と副委員長で構成される議決機関です。
- ④ 常任委員会……執行部のもとで活動する委員会です。美化委員会と行事委員会があります。
- ⑤ 特別委員会……必要に応じて執行部の下に設置され、代議委員会の承認を得た上で活動する委員会です。学校祭実行委員会、生徒会誌編集委員会などがあります。
- ⑥ 部活動委員会……部・同好会の活動報告及び連絡調整をする委員会です。
- ⑦ 選挙管理委員会……各学級の選挙管理委員で構成され、会長選挙の業務を行う委員会です。
- ⑧ その他……会計監査委員会、応援団、学級協議会などがあります。

(4) 学級委員

上記（3）のうち、学級で選出される委員は次の通りです。

組 織	選出委員	人数	任期
代議委員会	学級委員長	1名	半年
	学級副委員長	1名	半年
常任委員会	行事委員	1名	1年
	美化委員	1名	1年
選挙管理委員会	選挙管理委員	1名	1年
特別委員会	学校祭実行委員 生徒会誌編集委員など	公募	各活動の 終了まで

※部活動委員会は各部活動の部長が任命されます。

<部活動一覧>

○運動部

野球部、バスケットボール部、卓球部、陸上競技部、フェンシング部、馬術部、サッカー部、柔道部、剣道部、テニス部、バドミントン部、ゴルフ部、女子バレーボール部

○文化部

新聞部、放送部、カトリック研究部、図書部、吹奏楽部、美術部、英語研究部、科学部、写真部、クラシックギター部、囲碁将棋部、文芸部、パソコン部、書道部、華道茶道部、ディベート部、鉄道研究同好会、合唱同好会、ダンス同好会

9 保健室より ～健康で快適な高校生活のために～

(1) 健康管理

- ア. 自分の健康状態を正しく把握しましょう。早期発見、早期治療は病気を治すための第一条件です。未治療の疾病がある場合は、早めに治療を受けてください。
- イ. 毎朝、登校前に健康観察を行いましょ。朝起きた時の体調や気分、食欲の有無、風邪症状の有無などを確認し、体温を測定して異常がないか確かめましょ。
- ウ. 生活にリズムをつけましょ。人間の体には、長い歴史の中で形成されてきた生活リズムがあります。自分の能力や体力に応じ、リズムに沿った生活を心がけることが大切です。
- エ. 栄養を偏りなく摂りましょ。毎日の食事は規則正しく、栄養のバランスを考えて偏食や欠食をなくましょ。
- オ. 十分な睡眠をとりましょ。睡眠は最も効果的な休養です。睡眠時間を削らず、起きている時間を有効に使えるよう工夫ましょ。

(2) 保健室の利用

保健室は、生徒の皆さんが心身ともに健康で明るく、学習効果の高い学校生活を送れるように支援する「学校の保健センター」です。登校後に体調がすぐれないとき、健康面に不安があるとき、最近よく眠れない、いらいらする、気持ちが不安定で落ち着かない、勉強に集中できないなど、身体的・精神的な悩みがある場合や、ケガの応急手当てに利用してください。

なお、保健室で行うのは応急処置のみです。必要に応じて、専門医の治療を受けてください。

① 来室にあたって

- ア. 緊急時を除き、休み時間に利用ましょ。授業中に来室する場合は、教科担当の先生の許可を得てから来室してください。
- イ. 休み時間に利用する場合は、同じクラスの友達に伝えてから来室してください。
- ウ. 混雑時は、保健室の机上にある利用票に必要事項を記入し、順番を待ってください。
- エ. 悩みや相談がある場合は、授業中ではなく、昼休みや放課後に利用してください。

② 保健室での対応について

- ア. 保健室には内服薬はありません。
- イ. 家庭でのケガ、継続しているケガについては、家庭で手当てをしてください。
- ウ. 保健室では応急処置は行いますが、治療を目的とした医療行為は行えません。

③ 保健室内のマナー

- ア. 飲食禁止です。
- イ. 調子の悪い人が休んでいる場合があります。静かに、マナーを守って利用ましょ。

保護者の皆様へ

ケガや急病などで速やかに医療機関を受診する必要がある場合は、保護者の方へ連絡をします。保護者の同伴がなければ、処置ができないケースも多いため、連絡があった際はご対応をお願いします。また、「生徒健康記録票」や「生徒資料」に記載されている連絡先に変更がある場合には、必ず学級担任にお知らせください。

(3) スクールカウンセラー（Cルーム）の利用

週に1～2回程度、スクールカウンセラーの先生が来校します。

- ア. 保健室で予約ができます。生徒の皆さんは、どなたでも利用可能です。
- イ. 保護者の方からの教育相談も受け付けています。
- ウ. すでに医療機関等のカウンセリングを受けている場合は、事前に主治医へ相談し、許可を得てください。

(4) 日本スポーツ振興センターへの加入 保護者の皆様へ

心身共に健康な生徒を育成するために学校においては健康教育や安全指導に万全を期するよう努力しておりますが、時には授業中、休憩時間、部活動、学校行事、登下校の際などに災害が発生し、病院で手当てを受けることがあります。

日本スポーツ振興センターはこれらの登校から下校までの学校管理下で発生した事故により受けた災害について、必要な給付を行うことを業務として発足したものです。本校では全員加入をお願いしています。

共済掛金 1,819円（1年契約で2,165円のうち346円は設置者負担）
入学後副教材費とともに徴収します。

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事故によるもので、療養に要した費用の額が5,000円以上のもの	◎医療費
疾病	学校の管理下の行為によるもので療養に要した費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ○学校給食等による中毒・ガス等による中毒 ○熱中症・溺水・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ○外部衝撃等による疾病・負傷による疾病	健康保険の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、医療費助成制度（乳幼児・子ども医療費助成制度等）を利用した場合は、「自己負担額分+医療費の1/10」。
障害	学校の管理下の負傷及び上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により1級から14級に区分される）	◎障害見舞金 4,000万円～88万円 （通学中の場合2,000万円～44万円）
死亡	学校の管理下の事故による死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	◎死亡見舞金 3,000万円 （通学中の場合1,500万円）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為と関連なしに発生したもの	◎死亡見舞金 1,500万円 （通学中の場合も同様）
	突然死 学校の管理下において運動などの行為が起因あるいは誘因となって発生したもの	◎死亡見舞金 3,000万円 （通学中の場合1,500万円）

- 注
- 健康保険の適用外は対象になりません。
 - 第3者の行為によって災害が生じた場合で第3者から損害賠償を受けた時は、その受けた額の限度において給付されないことがあります。
 - 給付金は、学校に申請手続きをしてから、2～3ヵ月後に支給されます。
 - 診療開始から2年間請求を行わない場合、給付権利は消滅します。

(5) 健康診断の実施

保護者の皆様へ

本校では、学校保健安全法の規定に基づいた健康診断を実施しています。学年別の検査項目は下記のとおりです。実施期間は4月～5月を予定しており、詳細な日程等については、新学期に連絡します。

検査項目	4年生	5年生	6年生
身長・体重の計測	○	○	○
視力検査	○	○	○
聴力検査(オーディオメータ)	○	なし	○
歯科検診	○	○	○
結核検診(胸部レントゲン)	○	なし	なし
心臓病検診(心電図)※1	○	運動部員(任意)	運動部員(任意)
尿検査※2	○	○	○
内科検診	○	○	○

一部の検査については、料金を負担していただきます(入学後副教材費として徴収します)

※1 心臓病検診(心電図検査)

本校では、学校保健安全法に基づく健康診断の一環として、入学生全員を対象に心電図検査を実施しています。また、在校生の運動部員については、希望者を対象に心電図検査を実施しています。

※2 尿検査

毎学年尿検査を行い、異常の早期発見、健康の保持増進を図っています。

※3 現在、心疾患、腎疾患、糖尿病等で治療または経過観察中の場合は、日常生活、学校生活での注意事項等を明記した「学校生活管理指導表」または、診断書を新入生説明会当日に提出してください。なお、入学後内容に変化があった場合はその都度ご提出をお願いいたします。

「学校生活管理指導表」は、学校ホームページよりダウンロードできます。

10 学園事務より 保護者の皆様へ

(1) 授業料等の納入について

以下の項目は「学則」第9章第28条より第32条の規定に則って決められています。

(高校1年生) 2026年度 授業料等納入内訳書 (単位:円)

振替 月日	授業料	授業料	その他の学納金			会費など、その他の経費※					納入計
	授業料	就学 支援金	施設設 備資金	諸経費	冷房費 暖房費	P T A 会 費	周年事業 賛助金	後援会 会 費	生徒会費	振 替 手数料	
5月27日	76,000	-76,000	2,000	1,500		5,000 入会金 5,000	10,000	10,000 入会金 30,000	1,600 入会金 1,000	165	66,265
6月29日	38,000	-38,000	1,000	750	3,000	2,500	5,000	5,000	800	165	18,215
7月27日	38,000	-38,000	1,000	750	3,000	2,500	5,000	5,000	800	165	18,215
8月27日	38,000	-38,000	1,000	750	3,000	2,500	5,000	5,000	800	165	18,215
9月28日	38,000	-38,000	1,000	750	3,000	2,500	5,000	5,000	800	165	18,215
10月27日	38,000	-38,000	1,000	750		2,500	5,000	5,000	800	165	15,215
11月27日	38,000	-38,000	1,000	750	4,500	2,500	5,000	5,000	800	165	19,715
12月28日	38,000	-38,000	1,000	750	4,500	2,500	5,000	5,000	800	165	19,715
1月27日	38,000	-38,000	1,000	750	4,500	2,500	5,000	5,000	800	165	19,715
3月1日	76,000	-76,000	2,000	1,500	4,500	5,000	10,000	10,000	1,600	165	34,765

銀行口座より引き落としできなかった場合は、振込用紙を生徒資料に記載されている保護者宛に郵送いたしますので、銀行窓口よりお振込みをお願いします。

授業料の納入について

- ア. 授業料等の納入金は、上の内訳表のとおりです。納入は保護者の指定する銀行口座から口座振替（引き落とし）となります。
- イ. 引き落としは、毎月27日（当日が土日祝の場合は翌営業日）とし、該当する金額と共に手数料として1回につき165円（税込み）が引き落としされます。毎月26日までに、当月に引き落としされる金額が指定銀行口座の残高があるように準備しておいて下さい。
- ウ. その他の経費を含めて引き落としとなる月があります。毎月の授業料引落金額（内訳）については、「LeySerプラス（学費サイト）」で確認することができます。「LeySerプラスLC学費サイト利用者登録のお願い」を参照の上、登録をお願いします。
 ※その他の経費：講習代（夏・冬1講座800円）、修学旅行費（26年12月開始）、卒業アルバム代（28年12月）、副教材費（6月）、タブレット代（4月）など（時期等は、変更となる場合があります。）
- エ. 4月分の授業料等の引き落としは、手続きの日程上の都合により、5月分と合わせて一括して口座振替を行います。
 また、同じく5月に各種入会金（PTA：5,000円、後援会：30,000円、生徒会：1,000円）が引き落とされます。
 （6カ年コースの方は、後援会入会金はすでにお支払いいただいておりますので、入会金は2,000円となります。）
- オ. 3月分は、当該年度内の処理ができないため、2月分と一括で口座振替を行います。
- カ. 冷房費（年額12,000円）は、6月、7月、8月、9月の4回で、暖房費（年額18,000円）は、11月、12月、1月、2月の4回での分納となります。
- キ. 授業料を滞納した場合は、登校停止の措置が、また、2ヶ月以上滞納の場合は除籍されることがありますので、ご注意願います。また、3月までに授業料を完納しなければ、進級や卒業が認められません。
- ク. 何らかの事情により毎月所定の納期までに授業料を納入できない場合は、保護者が直接来校したうえで、学校長に相談して下さい。
- ケ. 次年度以降の納入については、その都度お知らせします。
- コ. 出席停止、休学等のために授業料が減免されることはありません。

(2) 「私立高校生への修学支援制度」について 保護者の皆様へ

① 就学支援金制度

国が行っている制度で、返済の必要はありません。ただし、支援を受けるには申請が必要です。

② 私立高校授業料軽減補助制度

道が行っている軽減制度ですが、現時点での制度内容は未定です。

③ 奨学のための給付制度

道が行っている制度ですが、現時点での制度内容は未定です。

(3) 通学定期券の購入（新入生向け） 保護者の皆様へ

① JR定期券

初回購入の時のみ通学証明書が必要です。入学後、事務室にて申請して下さい。手数料は1枚20円です。

JR定期券発売窓口で、通学証明書と身分証明書を提示することで購入ができます。身分証明書は、入学式当日に交付の予定です。

② 市営地下鉄、市電、中央バス、じょうてつバス、JRバスの定期券

定期券発売所で申込書に必要事項を記入の上、身分証明書（結果通知書又は入学許可書+マイナンバーカード、住民票、本人宛の郵便物）を提示することで購入できます。

(4) 各種証明書発行と届け 保護者の皆様へ

各種証明書の申請手続き、発行は事務室で行っています。なお、証明書の発行には、時間のかかる場合もありますので、申し込みは早めに、時間的余裕を持って生徒が申し込んでください。

① 学割（学生生徒旅客運賃割引証）

ア. 私事旅行……学生割引証交付申請書に必要事項を記入（保護者印と学級担任印が必要）して事務室に提出してください。手数料は1枚20円です。

イ. 帰省……学生割引証交付申請書に必要事項を記入（学級担任の印が必要）して事務室に提出してください。手数料は1枚20円です。

② 通学証明書

ア. JR定期券購入の際は、初回購入の時のみ通学証明書が必要です。次回からは、それまで使用していた定期券を提出することで購入できます。

イ. 通学証明書が必要な場合は、JR通学証明書交付申請書に必要事項を記入して事務室に提出してください。手数料は20円です。

③ 身分証明書の再発行

身分証明書再発行願に必要事項を記入（保護者印と学級担任印が必要）して事務室に提出してください。手数料は70円です。

④ その他の証明書発行の手数料

調査書	300円	推薦書	300円
成績証明書	200円	卒業証明書	200円
在学証明書	200円		

(5) 学校への届け出が必要なもの 保護者の皆様へ

以下の変更があった場合には、成績等の送付や大学入試に必要な調査書等の書類の作成と関係します。必ず学校へ届け出てください。事務室より「変更届」を受け取り、必要事項を記入して事務室に提出してください。

① 住所・住居表示の変更

② 氏名、保護者の変更（戸籍抄本等の書類が必要となります）

(6) 各種の奨学金制度 保護者の皆様へ

① 札幌光星学園奨学制度（抜粋）

ア. 入学金及び授業料免除

特別推薦入学者、特待生入学試験合格者に対して規程に定められた特典が与えられます。

イ. 授業料免除

本校に入学後の成績が極めて優秀で、かつ品行方正で他生徒の模範であると審査によって認められる者等に対し規程に定められた特典が与えられます。

ウ. 授業料減免

生徒の家庭が災害・水害等不慮の災害を受けた場合等、授業料等の納入が著しく困難であると認められるときは、その全部又は一部を免除することがあります。

エ. 上記1、2に該当する者については、1学期及び2学期終了時に特典の審査を行います。

② その他の奨学金制度（昨年度）

ア. 北海道高等学校奨学金

本人の成績及び保護者の所得に応じて貸与されます。

（貸与）月額10,000円～35,000円

イ. 札幌市奨学生

月額8,000円で返済は不要です。

ウ. 交通遺児奨学資金

・北海道交通安全推進委員会（随時受付）（貸与）月額10,000円～40,000円
（入学奨学金）250,000円（貸与）

・交通遺児育英金（貸与）月額20,000円～40,000円（内10,000円は給付）
（入学一時金）200,000円～800,000円（貸与）

エ. あしなが育英会（給付）月額30,000円

オ. カトリック・マリア会・セント・ジョセフ奨学育英基金

経済的理由により、就学困難な事情のある生徒に審査の上支給されます。

支給額 月額20,000円（年額240,000円）返済は不要です。

③ 北海道高等学校奨学会入学資金貸付制度

経済的理由により入学困難な方に対し、入学金の貸し付けを行います。

生活保護世帯・市町村民税非課税世帯の生徒

貸付額 200,000円（貸付利率：無利子）

返済期間 翌年から12年間で返済

④ 奨学生の募集

各種の奨学生の募集は、本校ホームページ及び校内掲示等を通じて適宜行います。

11 P T A ・同窓会について

(1) P T A (父母と先生の会)

① 目的

本校にはP T Aがあり、父母と教員が相互の教育に対するそれぞれの使命と責任とを理解し合い、協力して生徒の家庭生活及び社会生活の向上を計ることを目的としています。

目的達成のため次の事業を行っています。

1. 生徒の生活環境の指導に関すること。
2. 会員の親睦並びに教養に関すること。
3. 学校の営繕及び教育施設の充実にに関すること。
4. 教育及び生徒の厚生施設の充実にに関すること。
5. その他必要と認められる事項。(父母と先生の会会則より)

② 年間行事

- 4月 入学式・運営委員会
- 5月 総会
- 6月 地方支部総会(宗谷、北見、釧根、日胆、十勝、道南の6支部)
- 7月 学校祭(P T Aオリジナルグッズ販売)
- 9月 学校祭反省会
- 3月 卒業式

(2) 同窓会

① 目的

現在、同窓会は卒業生約33,000人以上の大所帯で、学校内に事務局を置いています。東京、江別、千歳、当別、紋別、稚内、日高、室蘭にも支部があり、卒業生の親睦と交流を目的として活動しています。

② 活動・事業

- ア. 毎年10月に、同窓会総会・大懇親会が行われます。この総会・大懇親会の運営は、年毎に担当期が交替して行います。道内各地はもとより、全国各地からも400名近くの卒業生がかつけ、昔話に花を咲かせ旧交を温めています。
- イ. 定期幹事会を5月・9月・12月の年3回開催しています。そこでは、各期の代表者が集まり、母校の近況報告や同窓生の動向などの情報交換がなされています。
- ウ. ホームページ(<https://sapporokosei-dousoukai.jp>)とフェイスブックを開設しており、現在の同窓会の活動や、同窓生からの情報などを知ることができます。
- エ. 親睦を目的としてゴルフコンペ、パークゴルフ親睦会を実施しています。

③ キノルド記念修学支援基金

札幌光星学園同窓会が創立80周年を記念して、後輩のみなさんが安心して勉学に励み、日本の将来を担う人材として成長することを願い、その浄財によって設立されました。

経済的理由によって自らの志を断念しないようにするために、経済的な援助を行っています。希望があった家庭に対し、審査を行って、支援に相当であると判断した場合には、生徒、家庭に対し、基金より奨学金を給付します(返還不要)。例年、学校ホームページで7月頃に案内しています。

カトリック教会の「^{てんれいれき}典^{れい}礼^{れき}曆」と主な祝日

(年間行事予定に記載されているカトリック教会の主な祝日についての説明)

「^{てんれいれき}典^{れい}礼^{れき}曆」とは

カトリック教会には「典^{れい}礼^{れき}曆」という曆があります。「典^{れい}礼^{れき}曆」の中心には、イエス・キリストの生涯の大きな出来事である「降誕祭 (クリスマス)」と「復活祭 (イースター)」があり、イエス・キリストを思い起こすために盛大にお祝いします。

「^{こうたんさい}降^{たん}誕^{さい}祭」(クリスマス)

イエス・キリストの誕生を祝う日で、毎年12月25日に祝われます。厳密にはイエスがいつ誕生したかは不明ですが、4世紀からローマでこの日に祝われるようになりました。

イエスの誕生を相応しく迎えるための準備期間を「^{たいこうせつ}待^{こう}降^{せつ}節」と言い、降誕祭からさかのぼって4つ前の日曜日から始まります。

降誕祭に続く約2週間の後祝いの期間を「^{こうたんせつ}降^{たん}誕^{せつ}節」と言います。

「^{ふっかつさい}復^{かつ}活^{さい}祭」(イースター)

カトリック教会の信仰の中心は、十字架上で処刑されたイエスが復活した、ということ信じることです。1世紀から、イエスの復活を祝う復活祭が盛大に行われてきました。

復活祭の日は、「春分の日の次にくる満月のあとの、最初の日曜日」と定められています。そのため、毎年日付が移動します。また、イエスが復活した日が日曜日だったとされることから、カトリック教会では日曜日を「^{しゅじつ}主^{じつ}の日 (主日)」としています。

復活祭に先立ち、「灰の水曜日」から始まる40日間 (日曜日を除く) を「^{しじゅんせつ}四^{じゅん}旬^{せつ}節」と言い、復活祭を相応しく迎えるために心身を整える準備期間として定めています。この期間は、カトリック教会では伝統的に節制・祈り・善行に励む習慣があります。

復活祭の直前の日曜日 (「^{すげこし}受^ご難^しの主日」) からの一週間を「^{せいしゅうかん}聖^{しゅう}週^{かん}間」と呼びます。特に木曜日から土曜日までの3日間 (「^{すげこし}聖^ごなる^し過^ご越^しの3日間」) は、典^{れい}礼^{れき}曆の頂点となっており、イエスの死と復活の場面を思い起こしながら過ごします。

「^{しんぼく}聖^{ぼく}木^く曜日 (主の晩餐)」: イエスが捕らえられる直前に弟子たちと行った最後の晩餐を記念します。

「^{せいごん}聖^{ごん}金^ん曜日 (主の受難)」: イエスの十字架上での死を思い起こします。

「^{せいど}聖^ど土^ど曜日 (復活徹夜祭)」: イエスが復活したことを祝う前夜祭です。

その他の主な祝日

①「^{かみ}神^の母^の聖^マリア」(1月1日)

カトリック教会では、救い主イエス・キリストの降誕8日目にあたる1月1日に、「神の母マリア」の祭日を祝う伝統があります。新年を迎えて神の子であるイエスの母マリアにも特別な尊敬の念を込め、その御加護を求め、また世界平和を願って祈りを捧げます。

②「^{しやうてん}主^の昇^{てん}天」(復活祭から40日目)

イエスは、十字架上での死から3日目に復活し、40日目に天の神のもとに昇りました (昇天)。この日は、神からイエスが人間として最高の権威を与えられたことを祝う日です。

③「^{せいれいこうりん}聖霊降臨の主日」(ペンテコステ)(復活祭から50日目)

イエスの復活から50日目に、弟子たちに神の霊(聖霊)が降り、多くの人々をイエスへの信仰へ教えるための力が与えられたことを記念します。カトリック教会では聖霊降臨が教会活動の始まりとされるため、教会の誕生の記念日としても特別に祝います。

④「使徒聖ペトロ聖パウロ」(6月29日)

初代教会の礎を築いた、イエスの弟子であるペトロとパウロの働きを記念しながら、現代のわたしたちがイエスの教えに触れることができることを感謝する日です。

ペトロは、イエスから弟子たちのリーダーとして選ばれた人物です。カトリック教会では、ペトロの後継者がローマ教皇であるとしています。現在は、ペトロから数えて267代目のローマ教皇レオ14世がその立場にあります。パウロは、イエスの教えをユダヤ人以外の人々(特にギリシア人やローマ人)に伝えた人物です。彼の働きによって、キリスト教は世界中に広まったと言われています。

⑤「^{ひしうてん}聖母の被昇天」(8月15日)

マリアは救い主イエスの母になるよう神に選ばれ、その困難な使命に深い信仰をもって応え続けました。カトリック教会は、そのようなマリアの忠実な生涯の終わりに、神が彼女に特別な恵みを与えられ、生きたままに神のもとへ昇天させられたと信じています。マリアのこの最後の姿を記念しながら、わたしたちも神のもとで永遠の命をいただく日がくることを希望する日でもあります。

⑥「^{しよせいじん}諸聖人の日」(11月1日)

カトリック教会では、神の前に誠実に生きた人に「聖人」の称号を授けています。この日は、彼らへの深い敬愛の念をもち、彼らを手本として自らの生き方を省みる事が勧められています。

翌11月2日は「死者の日」と定められており、この世を去ったすべての死者の安息を祈り求めると同時に、わたしたちの人生の本当の目的が神のもとで安らぐことを思い起こす日です。

⑦「^{むげんざい}無原罪の聖母」(12月8日)

カトリック教会では、人間は生まれながらに弱さや不完全さ、罪への傾きを持ち合わせて誕生し、それらを神の恵みによって癒される必要があると考えています。一方で、救い主の母となったマリアは、神の特別な恩恵のおかげで、生まれた時から罪への傾きから救われていたと信じています。マリアのすばらしさとともに、人間に対する神の慈しみを思い起こす日でもあります。

光星に関連した祝日

①「シャミナード・デイ」(1月22日)

光星学園の経営母体である「マリア会」の創立者ギヨーム・ヨゼフ・シャミナード神父の命日です。神父の生前の働きに感謝し、祈りを捧げる日です。シャミナード神父は2000年9月3日に「福者」の位に上げられました。

②「学園聖母の祝日」(学園が定めた5月のいずれか1日)

カトリック教会では伝統的に5月を「聖母月」と呼び、マリアの遺徳を偲び、彼女への祈りを捧げてきました。本学園ではこの日を特別に休日とし、本学園に関わるすべての生徒・保護者・教職員の上に、マリアの取り次ぎによって、神の豊かな恵みが与えられるよう祈る日としています。

③「創立記念日・慰霊ミサ」(11月1日)

「諸聖人の日」にあわせて、本学園の創立を記念するミサを行います。全校生徒・教職員が一堂に会し、これまで学園の発展に尽力された人々、特にこの1年の学園関係物故者を追悼し、すべての人に神の祝福があるように祈りを捧げます。

